

船橋市 P T A 連合会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、活発な P T A 活動を展開することにより、家庭教育の充実及び青少年の健全育成等に資するため、船橋市 P T A 連合会事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和 56 年規則第 50 号）及び、船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準（平成 21 年 12 月 18 日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「船橋市 P T A 連合会」とは、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体として、船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準（平成元年 4 月 1 日施行）に基づき教育委員会に登録した団体であり、市内公立小・中・特別支援学校の P T A の連合組織をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、別表に掲げる対象事業のうち、市長が市の社会教育の振興のために必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条の事業を実施するために要する費用のうち、別表に掲げる対象経費のとおりとする。ただし、国、県及び市の定める他の制度を活用し補助を受ける経費がある場合は、これを当該事業の補助対象経費からは除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の額は、別表に掲げるとおり、対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 補助金の交付限度額は予算の範囲内とする。
- (3) 補助金の額は、前 2 号の額を比較して、少ない方の額とする。

(補助金の交付の意見聴取)

第6条 補助金の交付決定にあたっては、社会教育法第 13 条の規定により、あらかじめ社会教育委員の会議の意見を聞くものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 船橋市PTA連合会の代表者（以下「申請者」という。）は、船橋市PTA連合会事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 補助事業に係る事業計画及び予算総括表（第2号様式）
- (2) 補助事業に係る事業計画及び予算個別表（第3号様式）
- (3) 収支予算書
- (4) 前年度決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、第7条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、交付の可否を決定し、その旨を船橋市PTA連合会事業費補助金交付可否決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、第7条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市PTA連合会事業費補助金交付請求書（第5号様式）により、市長に請求しなければならない。

(交付時期)

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、補助金を30日以内に概算払にて支払うものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、船橋市PTA連合会事業が完了したときは、その完了した日から起

算して 20 日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいづれか早い日までに船橋市 P T A 連合会事業費補助金交付事業実績報告書（第 6 号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 補助事業に係る事業報告及び決算総括表（第 7 号様式）
- (2) 補助事業に係る事業報告及び決算個別表（第 8 号様式）
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第 7 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした申請者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る船橋市 P T A 連合会事業費の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を船橋市 P T A 連合会事業費補助金確定通知書（第 9 号様式）により、申請者へ通知する。

（交付決定の取消又は交付金の返還）

第 13 条 船橋市 P T A 連合会が次の各号のいづれかに該当する行為を行った時は、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を船橋市 P T A 連合会事業費補助金返還命令書（第 10 号様式）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

2 申請者は、対象事業費が補助金を下回るときは、その差額について市長の指示に従つて返還しなくてはならない。

3 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、船橋市 P T A 連合会事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第 11 号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕

入控除税額について市長の指示に従って返還しなくてはならない。

(書類の整備及び保存年限)

第14条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならぬ。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条）

対象事業	対象経費	補助率
<p>① 社会教育の振興若しくは奨励を目的とする大会、研究会、研修会の開催に関する事業</p> <p>② 機関紙の発行又は資料の作成等 P T A 活動の普及啓発に関する事業</p> <p>③ 社会教育に関する調査研究事業</p> <p>④ その他社会教育の振興に必要と認められる事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・手数料（筆耕料など） ・通信運搬費 ・保険料 ・使用料及び賃借料 ・負担金 <p>※上記の対象経費のうち、領収書等により明確にできるものに限る。</p> <p>※報償費は、団体の構成員に対するものは補助対象外とする。</p>	<p>原則、対象経費の 50 %以内とする。ただし、家庭の教育力の向上を目的にした講座・研究会・講演会・講習会・相談事業及び行政の実施する事業の周知を伴う広報誌の発行に対しては、対象経費の 80 %以内とする。</p>

第1号様式

船橋市P.T.A連合会事業費補助金交付申請書

年　月　日

船橋市長あて

住所
申請者　氏名

船橋市P.T.A連合会事業費補助金の交付を受けたいので、船橋市P.T.A連合会事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業	名称		
	目的及び 内 容		
	効 果		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
着手及び完了 予定年月日	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	
添付書類	1. 補助事業に係る事業計画及び予算総括表 2. 補助事業に係る事業計画及び予算個別表 3. 収支予算書 4. 前年度決算書 5. その他市長が必要と認める書類		

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他

(

)

第2号様式

補助事業に係る事業計画及び予算総括表

団体名 _____

事業数合計	補助対象経費合計(円)	事業経費合計(円)

第3号様式

補助事業に係る事業計画及び予算個別表

事業名			
実施期間			
補助事業の種類	(1)社会教育の振興若しくは奨励を目的とする大会、研究会、研修会の開催に関する事業 (2)機関紙の発行又は資料の作成等 P T A活動の普及啓発に関する事業 (3)社会教育に関する調査研究事業 (4)その他社会教育の振興に必要と認められる事業		
※該当番号に○			
目的または内容			
参加予定数			
予 算			
項目	予算額（円）	予算額に補助率 (50%又は80%) を乗じた額（円）	積算の基礎または内訳
対象経費 ・			
対象外経費 ・			
合 計		※	

※100円未満は切り捨て

第4号様式

船橋市P T A連合会事業費補助金交付可否決定通知書

指令第 号
年 月 日
様
船橋市長 印

年 月 日付で申請のあった船橋市P T A連合会事業費補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市P T A連合会事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1. 交付します。

補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称
補 助 事 業 の 名 称		
経費所要総額のうち補助の対象となる経費		
交 付 決 定 額		
交 付 予 定 時 期		
交 付 条 件		<p>1. 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは市長の承認を得ること。</p> <p>2. 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。</p> <p>3. 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>4. 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。</p>

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

2. 交付しません。

(理由)

第5号様式

船橋市P.T.A連合会事業費補助金交付請求書

年　月　日

船橋市長あて

住所
申請者 氏名

船橋市P.T.A連合会事業費補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	
補助事業の名称			
交 付 決 定 額	円		
交 付 請 求 額	円		
添 付 書 類	1. 船橋市P.T.A連合会事業費補助金交付決定通知書の写 2. その他 ()		

第6号様式

船橋市P T A連合会事業費補助金交付事業実績報告書

年　月　日

船橋市長あて

住所
申請者 氏名

船橋市P T A連合会事業費補助金交付要綱第11条の規定により、実施状況を次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指令第 号
補 助 年 度	年 度	補助金の名称	
補 助 事 業 の 名 称			
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 額	円		
既 交 付 額	円		
補助対象経費精算額	円		
不 要 額	円		
補 助 事 業 等 の 経 過 及 び 内 容			
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">補助事業に係る事業報告及び決算総括表補助事業に係る事業報告及び決算個別表収支決算書その他市長が必要と認める書類		

第7号様式

補助事業に係る事業報告及び決算総括表

団体名 _____

事業数合計	補助対象経費合計(円)	事業経費合計(円)

第8号様式

補助事業に係る事業報告及び決算個別表

事業名			
実施期間			
補助事業の種類	(1)社会教育の振興若しくは奨励を目的とする大会、研究会、研修会の開催に関する事業 (2)機関紙の発行又は資料の作成等 P T A活動の普及啓発に関する事業 (3)社会教育に関する調査研究事業 (4)その他社会教育の振興に必要と認められる事業		
※該当番号に○			
実施の効果			
参加者数			
決 算			
項目	決算額（円）	決算額に補助率 (50%又は80%) を乗じた額（円）	積算の基礎または内訳
対象経費 ・			
対象外経費 ・			
合 計		※	

※100円未満は切り捨て

第9号様式

船橋市P T A連合会事業費補助金確定通知書

年　月　日

様

船橋市長

印

年　月　日付で実績報告のありました補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市P T A連合会事業費補助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補助金の名称	
補 助 事 業 の 名 称			
交 付 決 定 額	円		
補助対象経費精算額	円		
補 助 額			
交 付 確 定 額			
不 要 額	円		

第10号様式

船橋市PTA連合会事業費補助金返還命令書

年　月　日

様

船橋市長

印

船橋市PTA連合会事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返還すべき金額			
返還期限	年　月　日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
指令年月日	年　月　日	指令番号	指令第　号
補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業の名称			
交付決定額			
既交付額	年　月　日	交付	円
	年　月　日	交付	円
	年　月　日	交付	円
	計　　円		
交付確定額	円		

第11号様式

船橋市P.T.A連合会事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年　　月　　日

船橋市長あて

所在地

名　称

代表者氏名

年　　月　　日付 第　　号により交付決定があった船橋市P.T.A連合会
事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額	金	円
2 確定申告により確定した船橋市P.T.A連合会事業費補助金に係る消費税仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）	金	円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

- ・返還額算出シート
(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)